

江別市旧町村農場 保存活用整備方針

令和4年11月
江別市教育委員会

1 はじめに

江別市旧町村農場は、北海道酪農の先駆者の一人である町村金弥氏の長男町村敬貴氏が1928年（昭和3年）に対雁地区（現在のいずみ野）に建てた木造建築物であり、江別市では、町村農場が1992年（平成4年）に篠津地区に移転した後、歴史的な酪農景観を保存する目的で、1995年（平成7年）に寄贈を受け、創建当初に近い姿に復元・整備し、1996年（平成8年）から一般公開しています。

建築から90年以上が経過し、一般公開されてから26年間大規模な改修がなく、これまで修繕を積み重ねながら運営してきましたが、雨漏りや壁の腐食、付帯設備の不具合など、施設全体において老朽化が進んでおり、早急に改修工事を実施する必要があります。

また、少子高齢化による人口構造の変化や市民協働のまちづくりへの転換など、施設の公開当時と比べ社会状況は変化しており、施設改修にあたっては、現在の市民ニーズに対応した施設のあり方を考える必要もあります。

一方、国においては人口が減少し、縮小していく社会の中で地域を持続させていくには、特色あふれる農産物や文化、観光資源などの地域資源を活用し、地域経済を活性化することが必要であるとしており、地域がそれぞれの特性を生かして、独特で魅力のある社会をつくりあげることが求められています。

旧町村農場はこれまでも、酪農の歴史に触れる機会を有する施設として、北海道酪農特有な景観と牧歌的な雰囲気を活かした観光資源として利用されているほか、市民が自由に憩い、散策する場となっており、これからもこの貴重な歴史的建造物を市民共有の財産として保存し、次世代へ継承していく必要があります。

以上のことから、施設保全に向けた老朽改修にあわせ、新たな機能を付加した施設へのリニューアルを図り、市民に親しまれ愛され続ける施設へ、そして、より多くの方々に足を運んでもらえる魅力ある施設として保存・活用を推進してまいります。

2 施設の概要

(1) 所在地

江別市いずみ野25番地

(2) 設置根拠

江別市旧町村農場条例（平成8年10月1日条例第25号）

(3) 沿革

1917年（大正6年） 石狩郡樽川に町村農場を開設

1928年（昭和3年） 江別町対雁へ農場を移転

1992年（平成4年） 江別市篠津へ農場を移転

1995年（平成7年） 江別市に譲渡

1996年（平成8年） 旧町村農場として復元・整備し一般公開

2007年（平成19年）近代化産業遺産認定

(4) 設置目的

江別市における酪農の歴史を伝えるとともに、市民文化及び福祉の向上を図ること。

(5) 公開期間

4月29日から11月23日まで（午前10時から午後5時まで）

(6) 敷地面積

11,319.96㎡

(7) 建物概要

ア 旧町村邸（応接室・研修室・展示室・事務室）

延べ面積 334.60㎡

建物構造 木造平屋建

イ 第一牛舎（展示室、管理室、倉庫）

延べ面積 655.47㎡

建物構造 木造平屋建

ウ 製酪室（展示室）

延べ面積 49.73㎡

建物構造 煉瓦造平屋建

エ 駐車場

20台

オ 屋外トイレ

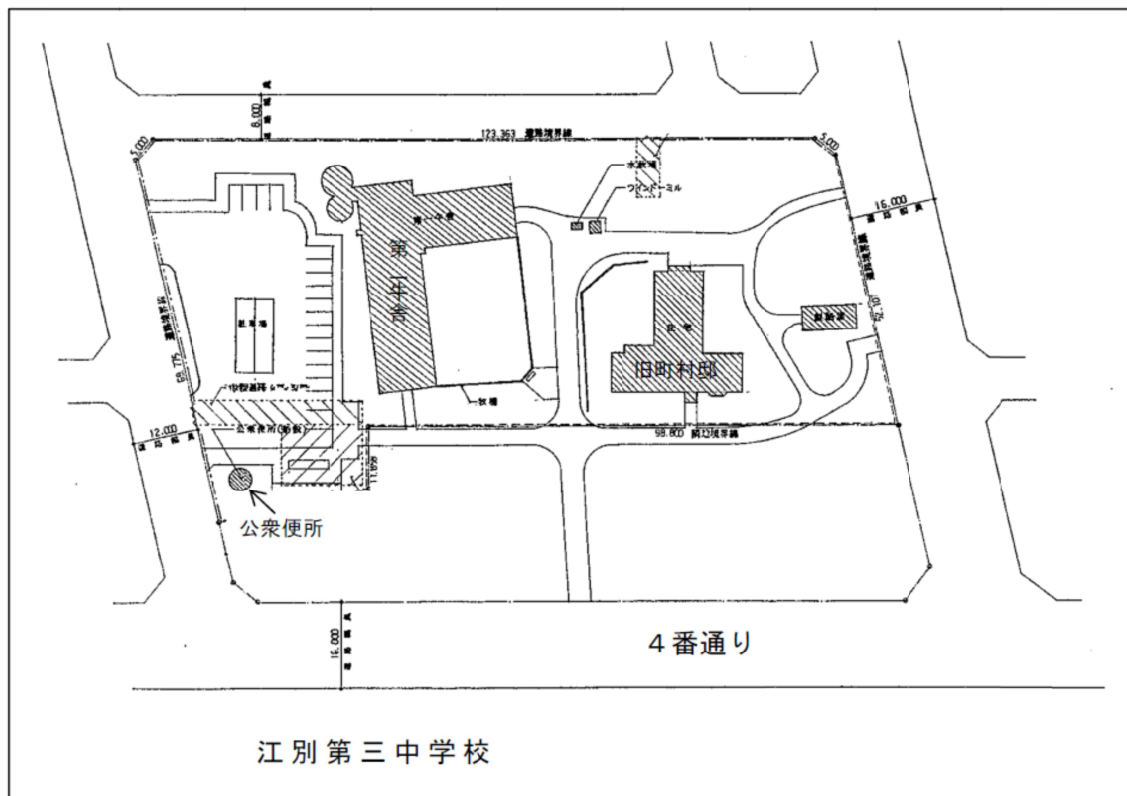
延べ面積 13.85㎡

建物構造 RC平屋建

(8) 施設が担う機能

- ・歴史的酪農景観の保存展示
- ・昭和初期の酪農機具の展示
- ・酪農体験（バターづくり）
- ・町村農場製品売店

(9) 配置図



3 利用状況

	市内	道内	道外	計
平成28年度	5,722人	1,098人	153人	6,973人
29年度	5,062人	866人	83人	6,011人
30年度	5,594人	813人	96人	6,503人
令和 元年度	6,249人	2,021人	150人	8,420人
2年度	3,647人	757人	37人	4,441人
3年度	2,321人	400人	44人	2,765人
最多)H24	9,709人	2,111人	126人	11,946人

4 用途地域

第一種住居地域

⇒大規模な店舗や事務所の立地を制限して、住宅の環境を守るための地域

5 地区計画

メモリアル・パーク地区

⇒町村農場の歴史を記念して保存されている居宅・牛舎等を活用し、緑豊かでやすらぎのある地区とする。

6 市民ワークショップ意見

江別市旧町村農場の改修方針を検討するにあたり、市民に親しまれ利用される施設とするために必要な改修や機能について市民の意見を聴くため、市民ワークショップを開催しました。

(1) 参加者（順不同）

一般社団法人えべつ観光協会	江別商工会議所
江別市女性団体協議会	江別消費者協会
酪農学園大学・学生	いずみ野自治会
いずみ野小学校PTCA	江別第三中学校PTA
市民公募2名	計10名

(2) 開催日時

第1回／令和4年6月27日（火）13時30分～15時30分

第2回／令和4年7月28日（木）14時00分～16時00分

(3) 開催場所

旧町村農場 研修室

(4) 意見概要

◆外観・環境・立地について

- ・ 周囲の芝生を楽しんでいる場面を見かける。小さな子を安心して遊ばせる憩いの場のイメージがある。
- ・ 施設を背景にした撮影スポットとしての展開も考えられる。
- ・ 豊かな緑を自由に利用できる憩いの場として使えるのがいい。
- ・ 歴史よりも屋外の緑、公園としての機能がいいと感じる。
- ・ 外観を変えずに、ゆっくり過ごせる場所になればいい。
- ・ 子どもたちが身近に滞留できる場所。思い出に残る場所であってほしい。

◆展示について

- ・ 現状は写真と説明パネルだが、デジタルを活用した、動きのある展示方法も考えてはどうか。
- ・ 地域の子どもたちに、社会見学施設として整備してほしい。酪農とはこういうものだとかえられる施設にしてほしい。
- ・ 映像等を駆使することで子どもたちにも楽しい体験が提供できると思う。
- ・ 酪農の今昔がわかるもの、映像を活用した動きのある企画。英語表記も必要。
- ・ デジタルを活用して親子で楽しめるミュージアムのような空間になればいい。

◆観光について

- ・ 施設に人を呼ぶという取組は感じられない。市外から来てもらえるだけの施設だ。
- ・ 四季のみちや近隣施設（書店）、現在の町村農場との連携もいいのではないか。
- ・ 札幌では認知度が低いのが現状だと思う。「そこにあるから行く」というアピール力のあるものがあればいいのだが。
- ・ 駐車スペースが狭すぎるのでイベントは難しいのではないか。
- ・ バター作り体験とか「さとらんど」的なフレームがあってもいい。近くで体験できるメリットもある。

◆屋内について

- ・ 屋内の使い方にも工夫がほしい。自由に出入りできるスペースの設置。
- ・ 乳製品に限らず、パン、野菜等、イートインを含めた地元を楽しむ場所であるといい。
- ・ 邸宅は陶芸作家などの個展、ギャラリー等の貸スペースに利用してはどうか。
- ・ 起業を考えている人に安価な利用料で試行的に営業（事業）ができる場所として活用する。実際に起業する人がいれば、そこからの波及効果も期待できる。

◆広報について

- ・ どういう施設なのかアピールが弱いと実感している。無料でボランティアが説明してくれることも知らなかった。施設見学で説明を聞いたが全然印象が違った。
- ・ 知ってもらうことから始めないといけないと思う。そのための手段としては、イベントを定期的にやるなど。
- ・ 子ども連れの若いお母さん世代は SNS を駆使して情報交換をするので、いいイメージを拡散してもらえる機会をうまく活かしていくことができる。

◆その他

- ・ 多くの人を呼び込む必然性はないのではないか。従来型の観光施設ではなく、市民に愛される、地域の方々に必要とされる場所にしていくのがいいと思う。第一のターゲットは市民。自然に恵まれた市民の癒しの場、聖地のような心の拠り所として存在する、そういう歴史の重みを感じる場所になっていくことだと思う。
- ・ 地元住民の立場からすると、あまり賑やかになってもらいたくないというのは本音。緑をいかした施設として、営利施設ではないという位置づけでいいと思う。どちらかというと公園的な機能、建物は歴史的なものを継承し、コンサートとか展示会という利用方法がいい。
- ・ 様々な考えがあるが、まずは地元の人を対象に考えるべきだと思う。その盛り上がり浸透して市外からの観光に広がっていくイメージで考えたい。
- ・ 小学校の給食で町村農場の瓶牛乳を飲めるのは、かなり数が少ないと思っている。6年間で4年生の時に一度だけと記憶している。もう少し目にする回数を増やすことで、江別で育った子どもたちの記憶に残るので、そういう側面も大事にしてほしい。
- ・ うるさくなるのは嫌だが、市民に開かれた場所であってほしい。ワクワクする施設としてリニューアルしてほしい。

(5) 課題

「緑豊かな自然に恵まれた市民の癒しの場になっている」、「市民や子どもたちに愛着のある存在であってほしい」、「デジタルを活用した展示への改修を希望したい」、「いまの姿を残していくべきだ」等、様々な視点から発言がありました。

その中でも、多くの参加者が「対外的なPR不足」を指摘しています。発信次第でより多くの活用シーンを創出できることから、SNSなど多様なメディアを活用した新たな情報伝達手段を検討していくとともに、そうしたPRに見合う「魅力」を備えた施設にする必要があります。

7 目指す将来像

江別市の将来人口推計では、大型宅地造成等により、令和2年国勢調査の結果では人口増加に転じましたが、令和2年以降は減少を続け、令和27年には10万人を下回ると予想されています。

人口減少や少子高齢化の進行、社会構造の変化による税収の減少などが将来的に見込まれる中、縮小していく社会の中で地域を持続させていくためには、地域資源を活用し、地域経済を活性化することが必要です。

これまでも酪農の歴史に触れる機会を有する施設として利用されてきた旧町村農場の改修にあたっては、既存施設を単に老朽改修するだけではなく、個人の価値観やライフスタイルの多様化など変わりゆく社会ニーズを踏まえ世代や目的に捉われることなく気軽に立ち寄ることができ、また、緑豊かな自然を活かし多くの市民から親しまれる場所となるよう、魅力的な施設の実現を目指します。

8 施設整備の方向性～市民に親しまれ利用される施設～

改修に当たっては、設置目的である「江別市の酪農産業の歴史を後世に伝えること」を前提とし、市民ワークショップの意見や類似施設の運営にあたる事業者等の意見を踏まえ、施設整備の方向性を次のとおりとします。

■歴史的建造物の保全

貴重な建物を保存、継承していくため、外壁や屋根の補修等を行うほか、腐食している土台部分を改修し安全性を確保します。

■酪農の歴史を伝える施設

パネルや農機具等実物展示に加え、デジタルを活用した動きのある展示を展開するなど、子どもたちの知的好奇心に応える学びや体感を提供できる施設とします。

■誰でも利用しやすい施設

地域住民及び地域団体等の会議や研修のほか、バター作りなどの酪農体験や比較的小規模なイベントなど、多目的に利用できるスペースを整備し、多様な交流の場・市民に開かれた場となる施設とします。

また、ユニバーサルデザイン化や授乳室等の整備を検討するなど、あらゆる世代の人が利用しやすい施設とします。

■市民の活動を支える施設

文化芸術活動に取り組む市民の作品発表や芸術鑑賞の機会を提供するほかサークル活動等による地域住民の交流に寄与するとともに、地域の活性化を推進するための施設とします。

■立ち寄り・周遊拠点となる施設

観光関連施設と連携することで多くの周遊が期待できることから、周遊ルートの一部として定着させるため、物販の充実を図るほか、休憩及び飲食スペースを整備し、立ち寄り拠点となる施設とします。

9 管理運営体制の方向性～民間活力を活かした効果的な運営～

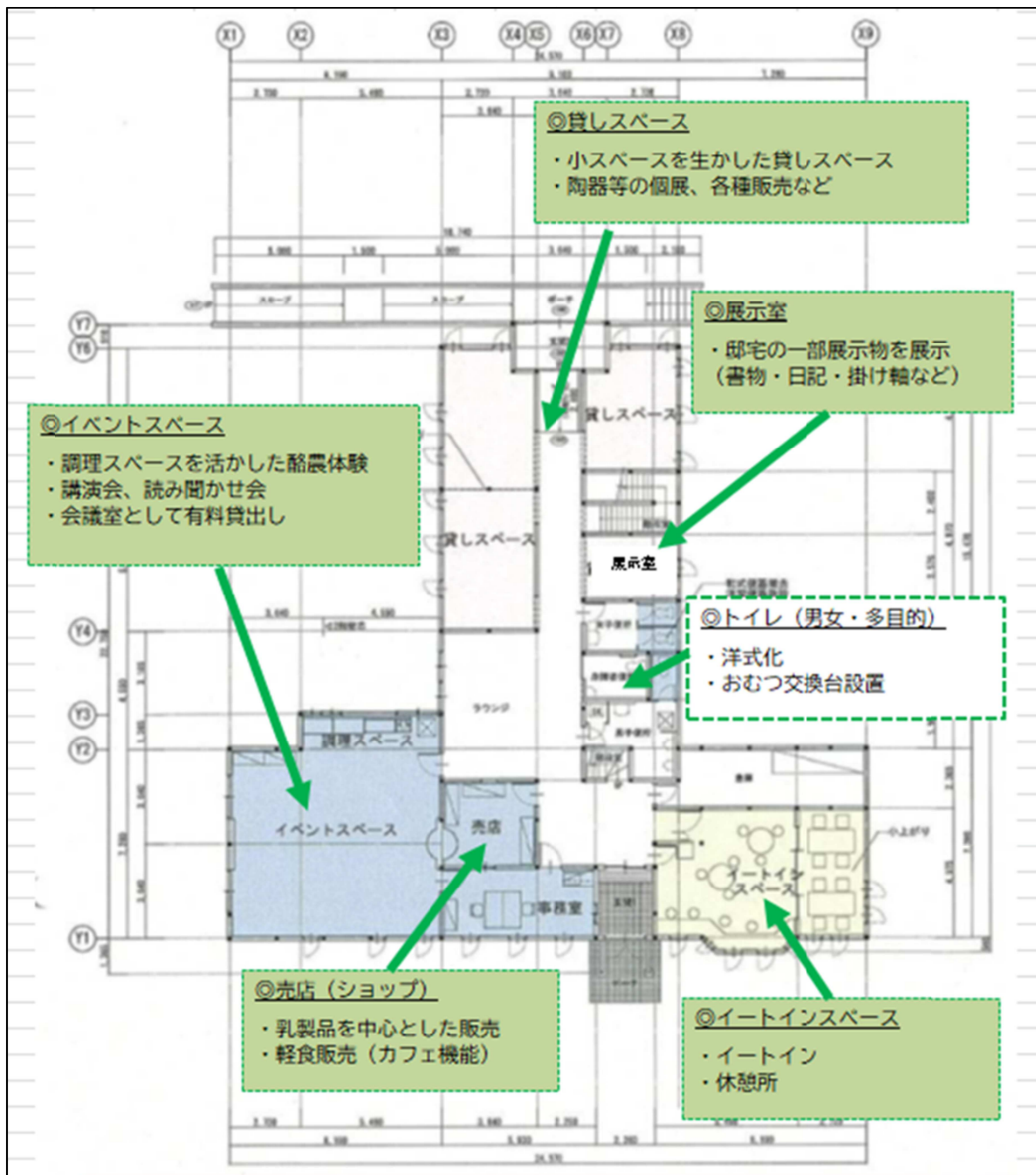
旧町村農場の運営は、「市の直営施設」から、平成20年度に指定管理者制度を導入し「民間事業者による管理運営」へと移行してきました。江別市の酪農の歴史文化を次世代へ確実に継承していくためには、施設の設置目的を達成するとともに、事業収入等により安定的で自立した管理運営や、地域振興や観光の観点から他の施設や関係機関とも連携した幅広い事業展開が求められます。

管理運営主体については、今後も指定管理者制度の活用を基本とし、民間の専門性や活力、柔軟性を活かし、効果的・効率的な施設運営により、コスト縮減に努めつつ、市民サービスの向上に取り組めます。その選定にあたっては、施設の維持管理や魅力ある事業企画等の専門性及び経験値を有するとともに、市の施策を的確に理解し確実に実現できる団体であることが望まれることから、市は施設の設置者として、随時、管理運営状況の点検・評価を行い、業務の実施手法等について改善を促し、市民の信頼が十分確保できる適正な管理運営を目指します。

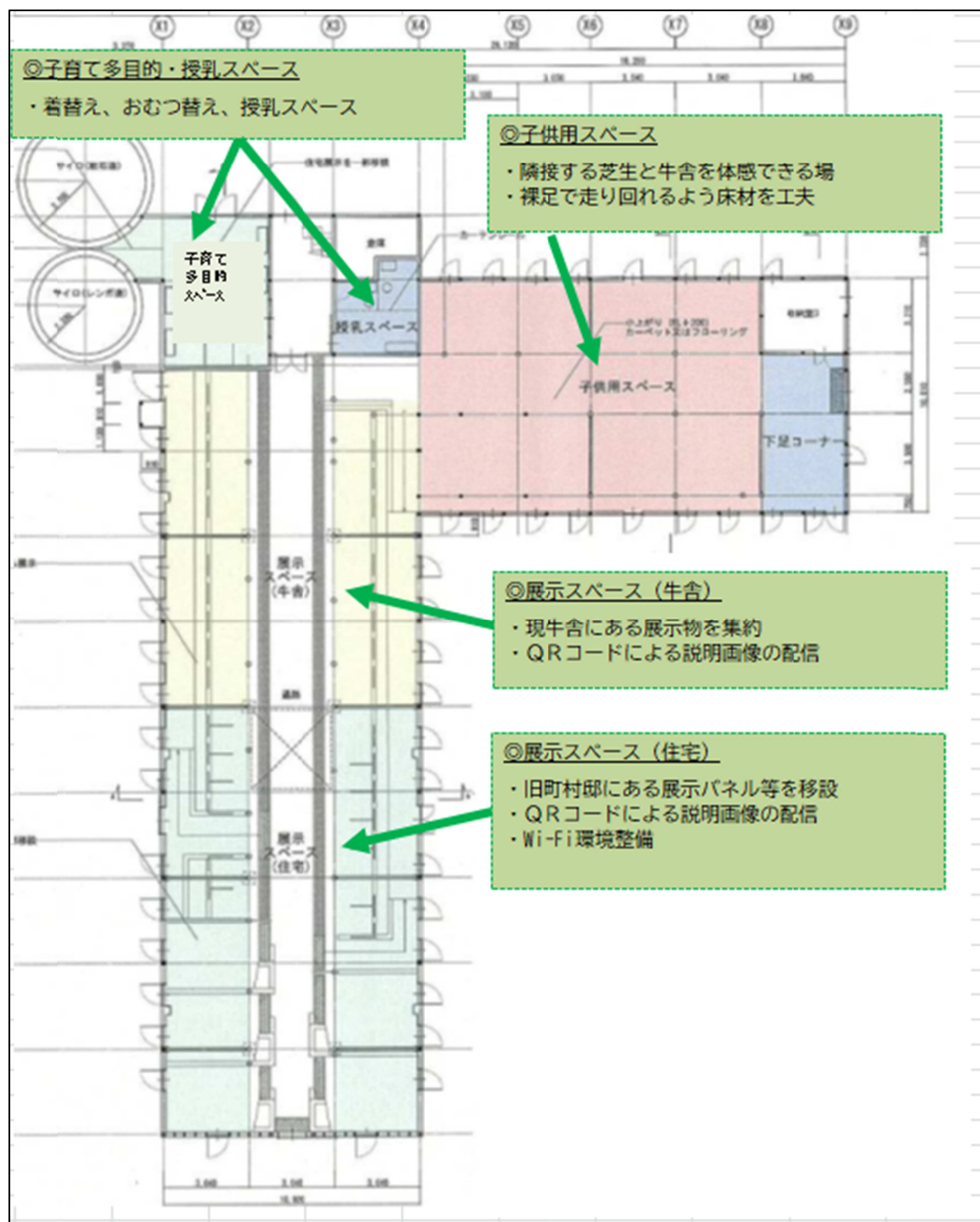
今回の整備方針策定にあたっては、早急な老朽化改修を基本に、施設の活用について検討を重ねてきました。今後、旧町村農場が、より多くの方々に利用され、魅力ある施設となるためには、民間事業者等による長期的視点に立った経営力を発揮できる仕組みづくりなど、様々な手法について、将来に向けて検討を続けていく必要があります。

10 改修イメージ

【旧町村邸】



【第一牛舎】



参考

江別市旧町村農場条例

(設置)

第1条 江別市における酪農の歴史を伝えるとともに、市民文化及び福祉の向上を図るため、江別市旧町村農場（以下「旧町村農場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧町村農場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江別市旧町村農場	江別市いずみ野25番地の1

(事業)

第3条 旧町村農場は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 旧町村農場施設の保存及び展示に関すること。
- (2) 酪農の体験学習に関すること。
- (3) その他設置目的達成のために必要な事業

(公開時間及び公開期間)

第4条 旧町村農場の公開時間及び公開期間は、次のとおりとする。ただし、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉鎖することができる。

- (1) 公開時間 午前10時から午後5時まで
- (2) 公開期間 4月29日から11月23日まで

(入場の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、旧町村農場に入場しようとする者の入場を拒否し、又は入場している者を退場させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、付属設備、展示資料等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他旧町村農場の管理運営上支障があるとき。

(損害賠償)

第6条 旧町村農場に入場した者は、入場によって建物、付属設備、展示資料等をき損し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、旧町村農場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に旧町村農場の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の運営及び維持管理（教育委員会が定めるものを除く。）
- (2) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 上記業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条中「江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」として、第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

江別市旧町村農場保存活用整備方針
江別市教育委員会生涯学習課